



世田谷区母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金等給付事業のご案内

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職に有利な資格取得を目指して養成機関で勉強する際に、生活の負担を減らすため一定期間について訓練促進給付金を、カリキュラム修了後に修了支援給付金を支給します。

給付決定については審査があります。事前相談時に現況や資格取得目的をお聞きします。

1. 対象となる方

次のすべてを満たしている方

- 世田谷区にお住まいで20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
(令和3年4月1日～令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方)
- 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
- 過去に本事業による訓練促進給付金(旧訓練促進費)を受給していない方
- 高等職業訓練促進給付金等給付事業と趣旨を同じくする給付を受けていない方
(職業訓練受講給付金・訓練延長給付金・教育訓練支援給付金などは併給不可。世田谷区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業との併給は可能です。)

修了支援給付金は、**修業開始時**と**修了時**ともに上記のすべての要件を満たしカリキュラムに定められた修業期間内に修了した方に限ります。

2. 対象資格(4ページ「6. 対象資格について(補足)」もご確認ください)

看護師や保育士等の国家資格や特定の民間資格(すべての国家資格が対象になるわけではありません)

3. 給付金の種類・支給期間等

給付金の種類	給付額		支給期間
	住民税非課税世帯	住民税課税世帯	
訓練促進給付金	月額100,000円	月額70,500円	修業期間中の全期間(上限4年*)で給付が認められた月からの支給です。
	月額140,000円 修業期間の最後の12か月または修業期間6か月以上12か月以下の場合	月額110,500円 修業期間の最後の12か月または修業期間6か月以上12か月以下の場合	
修了支援給付金	50,000円	25,000円	

*1…4年以上の課程の履修が必要となる資格の取得を目指す場合に限ります。

◆訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年を超えない範囲で支給します。

◆修業を開始した時期によって、支給金額や期間、対象資格が異なる場合があります。

くわしくは窓口へお問い合わせください。

4. 手続きの流れ



事前相談

まずは、お住まいの地域を管轄する総合支所保健福祉センター
子ども家庭支援課子ども家庭支援センターの母子・父子自立支援員へ
ご相談ください。(所在地や電話番号は4ページをご覧ください)

支給申請

支給申請時期

訓練促進給付金・・・養成機関入学決定以降におこなってください。

修了支援給付金・・・修了日から原則30日以内*1におこなってください。

*1 訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の課程の修了日を経過した日から30日以内におこなってください。

必要書類

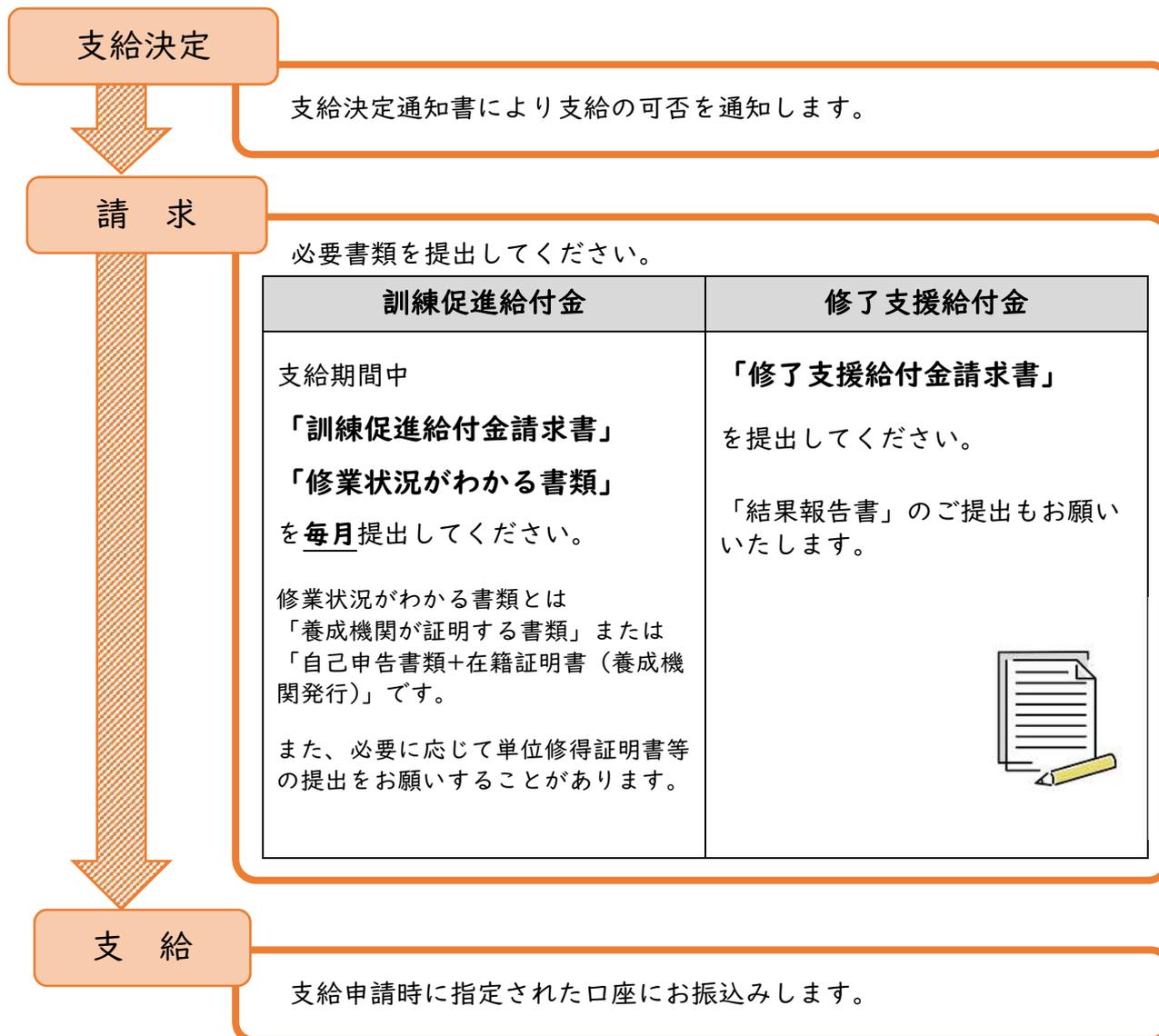
下記①～④は訓練促進給付金・修了支援給付金で共通の必要書類、⑤～⑦は訓練促進給付金・修了支援給付金でそれぞれ異なる必要書類です。

場合によって提出省略可能な書類もございます。また、その他に追加で書類の提出をお願いすることがあります。

訓練促進給付金・修了支援給付金共通の必要書類

- ① 戸籍謄本（母または父と子の両方。発行1か月以内のもの）
- ② 児童扶養手当証書の写し
*児童扶養手当を受けていない方（同等の所得水準の方）は
本年度の住民税課税（非課税）証明書
（4から7月までの間に申請される場合は前年度の住民税課税（非課税）証明書）
- ③ マイナンバーに関するカード（個人番号カードまたは通知カード）
及び本人確認書類（1点または2点）
*お持ちのマイナンバーに関するカードによって、ご提示いただく本人確認書類の数が異なります。くわしくは申請窓口へお問い合わせください。
- ④ 同意書

訓練促進給付金	修了支援給付金
⑤ 世田谷区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金支給申請書	⑤ 世田谷区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金支給申請書
⑥ 合格・入校証明書 （在学中の場合は在学証明書） *修業している養成機関の長が発行する書類	⑥ 修了証明書の写し *修業していた養成機関の長が発行する書類
⑦ 資格取得相談票 受講する講座のパンフレット等も併せてご持参ください	



5. 修業期間中の受給資格等の喪失・変更について

訓練促進給付金の支給期間中に受給要件（1ページの「1. 対象となる方」を参照ください）に該当しなくなった場合は**資格喪失届**、修業状況などに変更が生じた場合は**資格変更届・修業状況変更届**の提出が必要です。必ず担当の母子・父子自立支援員までご連絡ください。

資格喪失届を提出する場合	
母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった (再婚した時や子が20歳を過ぎた時など)	児童扶養手当の所得水準を超えた
修業を取りやめた	世田谷区外に転出した
資格変更届を提出する場合	
住民税の課税額が変更になった	区内転居した
同居家族が増えた・減った	修学先の養成機関が名称を変えた場合等
修業状況変更届を提出する場合	
休学した	留年した

6. 対象資格について（補足）

対象資格（例）一覧

・看護師	・准看護師	・介護福祉士	・保育士	・理学療法士
・作業療法士	・歯科衛生士	・社会福祉士	・保健師	・助産師
・理容師	・美容師	・製菓衛生師	・調理師	・LPI 認定資格※
・シスコシステムズ認定資格※				

*令和3年4月1日～令和6年3月31日までに修業（受講）を開始する場合、次の資格も対象です。

- ①雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講するもので訓練期間が**6か月以上**の資格
- ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので訓練期間が**6か月以上**の資格
- ③雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので訓練期間が**6か月以上かつ情報関係**の資格（具体例：上記表※の資格）

◆ 対象資格（例）以外にも該当する資格があります。インターネット上の「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」にてご確認のうえ、ご相談ください。

*訓練期間によって対象資格とならない場合があります。

*対象資格であるかを区で確認する際に時間を要する場合があります。ご相談の際は予めご了承ください。

対象となる養成機関

◆ 修業期間中に必要な単位を取得して修了することにより、対象資格を取得できるまたは対象資格試験を受験するための資格（受験資格）を取得できる機関が対象です。なお令和3年4月1日～令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、上記①～③を取得するための講座を実施する学校等も対象とします。

7. 相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター
お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターが窓口です。

相談・申請窓口一覧

総合支所	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/> 世田谷	世田谷 4-22-33 第2庁舎内	電話 03-5432-2915 / FAX 03-5432-3034
<input type="checkbox"/> 北 沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 03-6804-7525 / FAX 03-6804-9044
<input type="checkbox"/> 玉 川	等々力 3-4-1 玉川総合支所内	電話 03-3702-1189 / FAX 03-3702-1336
<input type="checkbox"/> 砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 03-3482-1344 / FAX 03-6277-9721
<input type="checkbox"/> 烏 山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 03-3326-6155 / FAX 03-3308-3036